

平成 18 年 12 月府議会定例会

請願文書表

平成 18 年 12 月定例会請願書受理一覧表

調査課

| 付託委員会名 | 件数 | 備考（分割したもの） |
|-----------|-----|------------|
| 総務常任委員会 | 2 | |
| 厚生労働常任委員会 | 405 | 1 |
| 文教常任委員会 | 3 | 1 |
| 農林商工常任委員会 | 1 | |
| 建設常任委員会 | — | |
| 警察常任委員会 | — | |
| 計 | 411 | 1 (延べ2件) |

| | | | | | |
|------|--|-------|-------------|------------------------|-------------|
| 受理番号 | 第 799 号 | 受理年月日 | 平成18年12月 6日 | 付託委員会 | 総務常任委員会 |
| 請願者 | 稻垣 裕彦 | | 紹介議員 | 多賀久雄 近藤永太郎 北岡千はる | 山口勝 上田秀男 |
| 件名 | 国際刑事裁判所条約批准に関する請願 | | | | |
| 要旨 | <p>私は、かねてより京都府民の一人として、わが国が国際刑事裁判所条約を早期に批准することを求め活動してきた。そして今ようやくその時を迎えようとしている。</p> <p>この活動に積極的に取り組む多くの国会議員の要請により、来年1月に開催される通常国会に、国際刑事裁判所の批准を求める議案が上程される可能性が高くなったと聞いている。</p> <p>戦争犯罪、集団虐殺、人道に反する罪を個人として裁く裁判制度は、戦争を予防し、世界の平和に重要な役割を果たすものと確信している。</p> <p>については、この条約が2007年度通常国会において批准されることを強く願い、京都府議会において尽力されるよう請願する。</p> | | | | |

| | | | | | |
|---------|---|-----------|---------------------------------------|-----------|---------|
| 受 理 番 号 | 第 800 号 | 受 理 年 月 日 | 平成18年12月 6日 | 付 託 委 員 会 | 総務常任委員会 |
| 請 務 者 | 京都弁護士会 会長 浅岡美恵 | 紹 介 員 | 多賀久雄 前窪義由紀 近藤永太郎 山口勝 北岡千はる 上田秀男 | | |
| 件 名 | 弁護士から警察への依頼者密告制度（ゲートキーパー制度）の立法化反対に関する請願 | | | | |
| 要 旨 | | | | | |

「弁護士から警察への依頼者密告制度」とは、政府の「国際組織犯罪等、国際テロ対策推進本部」が「テロの未然防止に関する行動計画」を策定して、その中で当初は金融機関に疑わしい取引の報告義務を定めていたものを、今般、弁護士や公認会計士等の専門職にもその適用範囲を広げようとするものである。弁護士は依頼者に告げることなく警察に対し「密告」することを強制される。その適用対象となる犯罪は、先の通常国会において継続審議となった共謀罪法案と同範囲であり、600種を超える広範なものとされている。犯罪資金の流通との関連性が乏しい犯罪類型も多く含まれており、市民生活や企業・団体の活動において抵触するおそれがある犯罪類型も多数含まれている。

弁護士は、弁護士法において依頼者の秘密を他に漏らしてはならない義務を負っている。また、憲法は、弁護人による弁護権の保障を規定している。

仮に本密告制度導入により弁護士が依頼者から相談を受けた内容を秘密裡に警察に通報するような社会システムが構築され、弁護士は依頼者を裏切り警察に密告する存在であるという疑心が市民に生ずれば、一般の市民や企業・団体が、自らの行為や事業活動が違法ではないかを、包み隠さず弁護士に相談してアドバイスを求めるることは、およそ不可能になる。すなわち、本制度は、市民や企業・団体が弁護士から適切な法的アドバイスを受ける機会を奪い、その結果、弁護士への相談により違法行為が未然またはすみやかに制止される機会がなくなることで、市民的被害が拡大することにもなりかねない。

特に、弁護士による通報先が警察庁であることは、国家権力との対抗関係の中で市民の人権を市民の側に立って擁護するという弁護士制度の制度的機能を崩壊させてしまうおそれがある。

京都弁護士会では、本年3月23日にこの法案に反対する会長声明を出し、また日本弁護士連合会は、本年5月26日定期総会においてこの法案に強く反対する決議を採択した。

このように、密告制度が持つ影響は計り知れず、国民が安心して弁護士に相談できる仕組みを維持するためにも、この立法に反対することが必要であると考える。地方自治体の議会が、弁護士から警察への依頼者密告制度の立法化に反対することは、導入を阻止するための大きな力になると考える。

については、弁護士から警察への依頼者密告制度の立法化に反対する旨の意見書を提出されるよう請願する。

| | | | | | |
|---------|---|-----------|-------------|--------------------|-------------------|
| 受 理 番 号 | 第 797 号 | 受 理 年 月 日 | 平成18年12月 6日 | 付 託 委 員 会 | 厚 生 労 働 常 任 委 員 会 |
| 請 願 者 | 新日本婦人の会京都府本部 会長 末 松 弘 子 | | 紹 介 議 員 | 加味根 史 朗 島 田 敬 子 | |
| 件 名 | 子どもの医療費無料化拡充に関する請願 | | | | |
| 要 旨 | <p>出産や育児を通して、いつでも安心して医療を受けられることは、行政の少子化対策・子育て支援のもっとも欠かせない課題である。</p> <p>乳幼児医療の無料化を求める父母の声を受けて、京都府では就学前までの子どもの医療費を入院は無料、通院については月8千円を超える分が償還払いとなつたが、基準が高いために該当する子どもの数はわずかにとどまっている。</p> <p>子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いので重症化することも多いため、病気の早期発見、早期治療を支える環境が大切である。そのため、早期の段階で親が気軽に受診できるように、医療費の心配をなくすことが大きな子育て支援となる。府内では自治体によって制度の大きな格差があるが、どこに生まれ、住んでいても、子どもは等しく健康的に育てられなければならない。</p> <p>京都府の「福祉医療検討会」の中間答申でも「子育て世代には、重い経済的負担感があり、調査対象者の多くがその支援措置を求めています。その中で、乳幼児医療費の軽減を求める意見も数多く寄せられています」と指摘されてる。いま切実に求められているのはなんと言っても「通院無料」の対象年齢の引き上げではないだろうか。</p> <p>については、国の制度化を求めるとともに、府が率先して就学前の医療費をすべて無料とするよう、現行制度の改善を求め、次の事項について請願する。</p> <p>就学前までの子どもを対象とする府の医療制度を通院についてもすべて無料にすること。</p> | | | | |

紹介 共産

賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|-------------------|------------|----------------------------------|-----------|-------------------|
| 受 理 番 号 | 第 798 号 | 受 理 年 月 日 | 平成18年12月 6日 | 付 託 委 員 会 | 厚 生 労 勵 常 任 委 員 会 |
| 請 願 者 | 森 貞 子 | 紹 介 議 員 | 田 坂 幾 太 山 口 勝 武 田 祥 夫 上 田 秀 男 | | |
| 件 名 | 社会保険京都病院の存続に関する請願 | | | | |
| 要 旨 | | | | | |

社会保険京都病院は昭和21年7月、健康保険鞍馬口病院として発足して以来、60年間健康保険の制度病院としての役割の一方、京都市北部地域の中核病院として16診療科・322病床数を有する総合病院を基本とし、平成15年度から平成17年度の3箇年平均では、外来患者延べ162,705人、入院患者延べ100,623人の治療に携わり、私たち地域住民のために貢献している。

また、平成9年度には臨床研修病院の指定を受け、平成11年度に日本医療機能評価機構の病院機能評価を有し、医師の育成の充実、医療、患者サービスの向上を図るとともに、生活習慣病予防健診機関として年間約26,400人の地域住民の方々の健康管理に携わり、救急指定病院としては現在年間1,200人を受け入れ、医療体制の充実を図っている。

しかしながら、社会保険病院の在り方の見直し論では「自民党医療基本問題調査会」の中間報告を踏まえ、厚生労働省に設置された「医療制度改革推進本部」の「医療保険制度の運営効率化に関する検討チーム」により検討が進められ、その結果「社会保険病院の在り方の見直し等」について、厚生労働省としての方針が平成14年12月25日付けで公表された。

その方針によると、社会保険病院の整理合理化計画の策定がうたわれており、平成15年度からの3年間の経営改善計画の実施状況により、各社会保険病院は、①単独で経営自立ができる病院、②単独での経営自立は困難であるが地域医療にとって重要な病院、③その他の病院（統廃合・移譲（売却）等）に3分割する内容であった。

こうした中、社会保険京都病院においては、平成15年度を初年度とした3箇年における経営改善計画の推進を積極的に図り、3箇年とも黒字決算で推移しているところであるが、社会保険京都病院の今後の在り方は、平成18年度に厚生労働省が策定する「整理合理化計画」で決定されることになっている。

については、私たち地域住民は社会保険京都病院が公的医療機関として今後も地域医療の中で、その役割を継承できるよう願い、存続・拡充のため次の事項について請願する。

- 1 社会保険京都病院について、京都市北部地域の中核病院として広く地域住民の医療・福祉の向上を果たせるよう、存続・拡充すること。
- 2 社会保険京都病院について、今後も公的病院としての役割を継続するとともに、救急指定病院として地域住民に対する医療の提供を行い、生活習慣病予防健診実施機関としても、引き続き病院事業を発展させることができるようにすること。

| | | | | | |
|---------|--|------------|-------------|-----------------------------|-------------------|
| 受 理 番 号 | 第 801~1,202 号 | 受 理 年 月 日 | 平成18年12月 6日 | 付 託 委 員 会 | 厚 生 労 働 常 任 委 員 会 |
| 請 願 者 | 野 田 淑 子 | 紹 介 議 員 | | 新 井 進 島 田 敬 子 加味根 史 朗 | |
| 件 名 | 社会保険京都病院について、公的医療機関としての存続・充実を国に求めることに関する請願 ほか401件 | | | | |
| 要 旨 | <p>社会保険京都病院は、昭和21年に健康保険鞍馬口病院として開設されて以来（平成2年に改称）60年間、京都市北区唯一の公的総合病院として、地域住民の命と健康を守る役割を担ってきた。その後健康管理センターを昭和52年に併設し、疾患の予防などにも役割を果たし、さらに医学生・薬学生・看護学生をはじめ医療従事者の教育の場を提供してきた。</p> <p>今、救急医療のあり方や小児科・産婦人科の縮小・廃止が問題になっているが、社会保険京都病院は、これらの診療科を備え、地域住民にとっても、大変頼りにされている病院である。</p> <p>については、次の事項について国に意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>60年間、地域住民の命と健康を守ってきた社会保険京都病院を、公的な医療機関として、引き続き存続・充実すること。</p> | | | | |
| | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------|--|-------|--------------|-------|---------|--|--|--|
| 受理番号 | 第 794 号 | 受理年月日 | 平成18年12月 6日 | 付託委員会 | 文教常任委員会 | | | |
| 請願者 | 京都府立高等学校教職員組合 執行委員長 寺内寿ほか582人 | 紹介議員 | 本庄孝夫 山内佳子 | | | | | |
| 件名 | 養護教諭の正規複数配置を求めることに関する請願 | | | | | | | |
| 要旨 | こころや身体の不調を訴えて保健室へ来る生徒が増えている。高校第6次定数改善計画では、生徒数が801名以上の高校（課程）に養護教諭2名の配置基準となった。 | | | | | | | |

2006年度、京都府立高校で、生徒数801名以上の高校が19校ある。そのうち、養護教諭が1名しか配置されていない学校は、洛北高校・嵯峨野高校・北稜高校・菟道高校・西乙訓高校・東舞鶴高校・峰山高校・朱雀高校通信制の8校である。生徒への健康教育や健康支援をするためには、養護教諭の2人配置が必要である。

朱雀高校通信制においては、心身の医療的支援の必要な生徒が多数在籍しており、早急に養護教諭の複数配置が必要とされている。

また、2名配置となっている学校においても、正規採用の養護教諭が2名配置されているのは、2校のみである。

については、生徒への健康教育や健康支援を継続して行い、2名配置の利点を十分に發揮するためには、1年限りでかわっていく講師ではなく正式採用者を配置されるよう、次の事項について請願する。

- 1 生徒数が801名以上の京都府立高校（課程）に、養護教諭を2名配置すること。
- 2 心身の医療的支援を必要とする生徒が多数在籍する朱雀高校通信制に、複数の養護教諭を配置すること。
- 3 養護教諭の複数配置にあたっては、正規の養護教諭を配置すること。

| | | | | | | | | |
|---------|---|------------|--------------------|-----------|---------------|--|--|--|
| 受 理 番 号 | 第 795の2 号 | 受 理 年 月 日 | 平成18年12月 6日 | 付 託 委 員 会 | 文 教 常 任 委 員 会 | | | |
| 請 願 者 | 京都障害児・者の生活と教育を豊かにする会 代表 安 武 真 理 ほか19,956人 | 紹 介 議 員 | 本 庄 孝 夫 山 内 佳 子 | | | | | |
| 件 名 | 「一人ひとりのニーズに応じる教育」のため、教育・生活条件の整備をすすめることに関する請願 | | | | | | | |
| 要 旨 | <p>2006年6月「学校教育の一部改正に関する法案」が国会で承認されたことを受けて、来年4月から特別支援教育がスタートする。「すべての児童生徒の障害や発達のニーズに合わせて」教育内容や教育条件が整えられることは、大変有意義であると考える。京都では、障害児学校や学級で子どもたちに合わせた教育内容が創造されてきた。私達は来年から始まる特別支援教育が現在の京都府における教育をさらに前進させることを望んでいる。</p> <p>一方、学校教育法が特別支援教育の実施に伴う教育条件整備を法的に明記していないことにより、これまでの教育条件が後退するのではないかという不安も持っている。自立支援法が「自立支援」という言葉と裏腹に障害者の社会参加を奪っているという事実を目にするにつけ、特別支援教育により教育条件の後退を招くことがあってはならないと考える。</p> <p>については、京都府において、障害のある子どもの教育ニーズと保護者の思いをしっかりと受け止められ、多様な障害のある子どもたちが、一層豊かな学校生活と地域生活が送れるよう、次の事項について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校内の実践及び地域支援を充実させるために、障害児学校に特別支援教育コーディネーターを別枠で加配すること。 2 舞鶴養護学校のバスの先生（介助員）の民間委託をやめること。また、給食の民間委託は見直すこと。 3 生きる力と子育て支援のため、新設養護学校に寄宿舎を設置すること。 4 城陽市に地元の子ども達が通える養護学校を増設すること。 5 南部の新設養護学校に聴覚教育機能を設置すること。 6 高校に学ぶLDやADHD、アスペルガーなどの障害のある生徒を対象に学習保障の観点からカウンセラーや教員を加配すること。 | | | | | | | |

紹介 共産

賛成 共産 不採択

| | | | | | |
|---------|---|------------|-------------|--------------------|---------------|
| 受 理 番 号 | 第 796 号 | 受 理 年 月 日 | 平成18年12月 6日 | 付 託 委 員 会 | 文 教 常 任 委 員 会 |
| 請 願 者 | 子どもと教育・文化を守る京都府民会議 代表 藤本雅英 ほか38,268人 | 紹 介 議 員 | | 本 庄 孝 夫 山 内 佳 子 | |
| 件 名 | すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめることに関する請願 | | | | |
| 要 旨 | 子どもの学力をめぐっての国際比較では、日本の子どもの学力低下とともに「勉強が楽しいと強く思う」子どもたちが、平均を大きく下回り、学習意欲の低下と学力格差の拡大が示されている。 いま、「一人ひとりがわかるまで教えてほしい」、「一人ひとりが自らの進路を選択できる確かな学力を」の願いはますます大きくなっている。30人学級の実現は、その願いにこたえる緊急で切実な課題である。全国46道府県の自治体で実施されるまでに広がった30人・少人数学級をすべての学級で、今こそ、国・府の責任で実施すべき時である。 京都府では、「40人学級で『1学年8学級程度』が適正規模」との判断で、府立高校統廃合が一方的に進められるとともに、教育に一層の格差が広がっている。また、養護学校の過密化・大規模化問題も深刻化し、早急に養護学校の新設が求められている。 経済的な困難をかかえた家庭が増えるなかで、修学援助を受ける児童生徒や高校授業料減免制度を受ける生徒が急増し、子どもたちの学習と生活は、困難の度を増している。どの子どもにも等しく教育が保障されるためには、就修学保障の一層の充実や教育費の父母負担を軽減することも、緊急の課題である。 | | | | |

については、教育基本法の理念を生かし、子どもの豊かな成長と教育の前進にむけ、次の事項について請願する。

- 1 京都府の責任で小・中・高の30人以下学級（高校職業科25人・定時制20人）をすみやかに実現すること。その制度化を国にも働きかけること。
- 2 一方的に高校統廃合計画を策定・実施しないこと。地域の高校を存続・発展させ、教育条件を整備すること。
- 3 宇治・城陽・八幡の各地域に早急に養護学校を建設すること。
- 4 義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率二分の一の復活を国に働きかけること。
- 5 教育費を増額して、教育費の父母負担軽減、就・修学援助制度や授業料減免制度の充実、通学費補助制度の拡充、私学助成の大幅増を行うこと。

| | | | | | |
|------|---|-------|-------------|--------------|-----------|
| 受理番号 | 第 793 号 | 受理年月日 | 平成18年12月 4日 | 付託委員会 | 農林商工常任委員会 |
| 請願者 | 農林業と食糧・健康守る京都連絡会 代表 佐々木 幸夫 | 紹介議員 | | 松尾 孝 原田 完 | |
| 件名 | 「品目横断的経営安定対策」と米価下落対策に関する請願 | | | | |
| 要旨 | <p>9月から加入受付がスタートした品目横断的経営安定対策のもとで、受け皿となる認定農業者と集落営農づくりが関係者の努力で推し進められている。</p> <p>しかし、地域の実情を無視した加入要件があるため、圧倒的多数の農家が経営安定対策から外されることが明らかとなり、関係者のなかで不安と混乱が生じている。</p> <p>特に、小麦経営安定対策や大豆交付金が廃止されるなかで、経営安定対策から外されれば小麦、大豆の価格は一俵2,000～3,000円程度となり、これまで苦労して定着させてきた転作機能が破壊される。2006年産米価が低下基調にあるもとで、生産調整機能の破壊は、さらに米価下落に拍車をかける要因になるという不安が広がっている。</p> <p>米価下落は、すべての農家の経営に打撃を与えるが、なかでも認定農家や集落営農組織への打撃ははかりしれない。</p> <p>については、次の事項について、意見書を政府関係機関に提出されるとともに、府としての取り組みを強めるよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「品目横断的経営安定対策」の要件を抜本的に見直し、意欲あるすべての農家を対象に価格保障を基本にした経営安定対策を実現すること。 2 規模の大小等を基準にするのではなく、地域の実情を踏まえた多様な扱い手を確保するための施策を強めること。 3 米価下落対策を講じること。 | | | | |